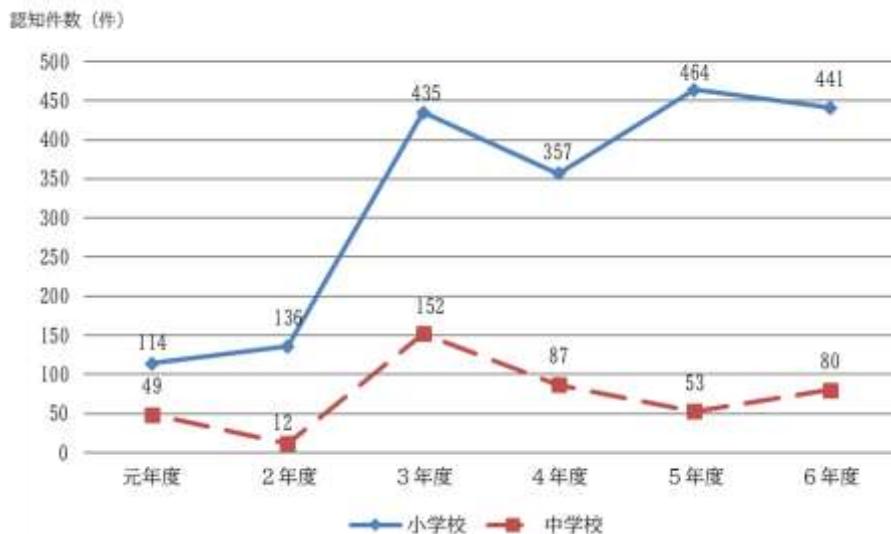


## 令和6年度 いじめの認知件数について

### 1 いじめの認知件数及びその内訳

	小学校			中学校		
	認知 件数	解消 件数	未解消 件数	認知 件数	解消 件数	未解消 件数
6年度	441	317	124	80	63	17
5年度	464	323	141	53	35	18
4年度	357	286	71	87	75	12
3年度	435	428	7	152	152	0
2年度	136	122	14	12	9	3
元年度	114	38	76	49	36	13

### 2 いじめの認知件数の推移



### 3 考 察

各学校では、いじめを許さない指導の徹底、SOSの出し方に関する教育の推進などを実施している。また、東京都教育委員会が示している「いじめ防止において必ず取り組む18の項目」を基に、いじめ防止の取組を教員が点検・評価した上で、自校の課題を的確に把握し、それらを改善するために具体的な取組を行っている。

これらの各学校の取組によって、令和6年度のいじめの認知件数は、前年度と比較すると、小学校で23件減少した。中学校では、いじめの認知件数が27件増加したが、未解消17件中16件が令和7年6月30日までに解消した。

今後も、いじめの未然防止に向けた取組を充実させるとともに、軽微ないじめの積極的な認知や「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応の推進を図っていく。

## 【参考】

令和6年度台東区児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査概要

- 1 趣 旨 児童生徒の問題行動等について、状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・組織的対応につなげていくものとする。
- 2 対象学年 小学校第1学年～中学校第3学年
- 3 実施期間 令和6年4月～令和7年3月
- 4 調査内容 いじめの認知件数等
- 5 いじめの定義 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。  
※「いじめ防止対策推進法」第2条